

令和6年第3回北海道議会定例会 一般質問 開催状況（警察本部）

開催年月日 令和6年9月25日（水）  
 質問者 日本共産党 丸山 はるみ 議員  
 答弁者 公安委員会委員長 吉本 淳一  
 警察本部長 伊藤 泰充

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>七 公安問題について</b>  <b>（一）選挙演説中におけるやじへの対応等について</b>  <b>1 違法行為に対する謝罪について</b>                      いわゆる「やじ排除訴訟」で、最高裁は原告女性に対し道警察が行った行為を違法と認定しました。                      被告である知事、及び道警察の最高責任者である警察本部長、道警察を指導する公安委員長は、国賠訴訟において道警察の行為が違法と確定したことに對して、謝罪をするべきではないでしょうか。                      知事、公安委員長及び警察本部長の見解を伺います。                      また、知事及び警察本部長は原告及び弁護団から謝罪と検証を求める要請を受けていると承知しています。                      どう対応するのか、知事及び警察本部長に伺います。</p> <p><b>2 道警察の違法行為の検証と再発防止対策について</b>                      最高裁判決により道警察の行為が違法と確定しましたが、道警察自身の行為を改める意思が警察本部長にはあるのでしょうか。                      道警察の違法行為の検証を行い、再発防止に向けた具体的取り組みを行うことを道民の前に明らかにするべきではないでしょうか。                      警察本部長の見解を伺います。</p> <p><b>3 最高裁判決を踏まえた道警察への対応について</b>                      最高裁判決後の定例公安委員会において、道警察からどのように報告され、公安委員会は道警察に対してどのように指導を行ったのか、伺います。</p> <p><b>4 公安委員会のあり方等について</b>                      公安委員会は道警察を指導する立場でありながら、一審判決を読まずに控訴を容認するなど、公安委員会自身の主体性と責任が欠如していることを我が会派はこれまで指摘してきました。                      道警察と独立していない公安委員会のあり方自体に問題があったのではないですか。                      公安委員会の機能が発揮されなかったことに対する見解を公安委員長に伺います。                      道警察の違法行為を黙認してきた公安委員会の反省と教訓をどのように導き、道警察へ指導を行うつもりか、公安委員長に併せて伺います。</p>	<p><b>（公安委員会委員長）</b>                      国家賠償請求訴訟判決確定を受けての謝罪についてありますが、道公安委員会といたしましては、道警察において確定した判決に従い、適切に対応するものと承知しております。</p> <p><b>（警察本部長）</b>                      国家賠償請求訴訟判決確定を受けての謝罪についてありますが、原告及び弁護団から警察本部長宛に謝罪を求める要請を受けたことは、ご指摘のとおりでございます。                      道警察といたしましては、確定した判決に従い、適切に対応してまいります。</p> <p><b>（警察本部長）</b>                      再発防止についてであります。道警察といたしましては、この度の判決内容を踏まえ、現場活動に当たる警察官が、根拠法令に基づき、与えられた権限を適正に行使できるよう、必要な指導教養に努めてまいります。</p> <p><b>（公安委員会委員長）</b>                      判決確定を踏まえた道警察への対応についてであります。道警察からは、警察官の行為の一部違法とした第2審の札幌高裁の判決を受けて行われた上告等が最高裁により退けられ、同判決が確定した旨の報告を受けたところであります。                      道公安委員会といたしましては、警察官の行為が一部違法とされたことについて真摯に受け止めているところであり、道警察に対し、各種法令に基づき、適切に職務執行をするよう指導したところであります。</p> <p><b>（公安委員会委員長）</b>                      公安委員会の在り方と道警察への指導についてありますが、道公安委員会では、定例会議等において、道警察から諸般の活動について報告や説明を受け、不明な点について質問するとともに、随時必要な指導を行っているところであります。                      道公安委員会といたしましては、警察官の行為が一部違法とされたことについて真摯に受け止めているところであり、道警察に対し、各種法令に基づき、適切に職務執行をするよう指導したところであります。                      道公安委員会といたしましては、引き続き、道警察に対し、道民の安心と安全を守り、期待と信頼に応えるべく職務に当たるよう指導してまいります。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(再質問)</b></p> <p><b>1 違法行為に対する謝罪について</b></p> <p>知事、公安委員長及び警察本部長揃って道警察が違法行為を行った事実に対する謝罪がありませんでした。</p> <p>最高裁判決から学ぶべきものは何だとお考えでしょうか。</p> <p>知事、公安委員長及び警察本部長に伺います。</p> <p>知事は警察本部長との面談で「適切な職務執行に務めていただきたい」と伝えていますが、道警察の行為の何が違法行為だったのか、なぜ違法行為が起きたのか、これを明らかなしなれば、適切な職務執行など保障されないのではないのでしょうか。</p> <p>知事として道警察へ違法行為の検証を求めるべきではないでしょうか。</p> <p>お答えください。</p> <p><b>2 道警察の違法行為の検証と再発防止策について</b></p> <p>教育庁では、国賠訴訟で敗訴したことを受け、啓発資料や手引きの整備、会議等における指導等を行い、また知事部局では事故の発生後、再発防止対策を実施しています。</p> <p>道警察では、再発防止のための具体的な対応策を取るのでしょうか。</p> <p>取らない場合、知事部局、教育庁が行った対応を道警察では行わない理由について警察本部長に伺います。</p> <p>また、公安委員会として道警察の違法行為の検証を指導するべきではないでしょうか。</p> <p>公安委員長に伺います。</p> <p><b>(指摘)</b></p> <p>道警察を指導する立場にありながら、結果として道警察の違法行為を止められず、しかも道警察の説明を鵜呑みにし、主体的な指導責任を果たせなかった事実を公安委員長は重く受け止めるべきです。</p> <p>最高裁判決を機に、公安委員会のあり方についても議論を深め、道警察からの独立性を担保するため、公安委員会としての自助努力を行う必要があることを指摘します。</p> <p><b>(再々質問)</b></p> <p><b>2 道警察の違法行為の検証と再発防止策について</b></p> <p>公安委員長及び警察本部長は、最高裁判決の学びについて警職法の解釈等について裁判所の判断が示されたと述べましたが、道警察が違法行為を行ったこと自体に対する反省はありますか。</p> <p>道警察が道民の表現の自由を脅かすという行政機関として前代未聞の事態を起こした組織の責任者として反省する姿勢を明確に示し、二度と同様の事態を引き起こさないとする決意を表明するべきと考えますが、いかがでしょうか、警察本部長に伺います。</p> <p><b>(特別発言)</b></p> <p>やじを飛ばした女性に対する道警察による排除行為が最高裁で違法・違憲と断罪されたことの重大性が知事、公安委員長及び警察本部長の答弁からは全く伝わりませんでした。</p> <p>それは、実力執行機関である警察が市民を強制力により不当に排除したとして国家賠償訴訟において敗訴したにも関わらず当事者に対する謝罪すら行わない姿勢に端的に現れています。</p> <p>表現の自由は憲法で保障された基本的人権の基本原則です。</p> <p>その重大な権利侵害を道警察が行ったことを真摯に受け止めるなら、被害者への謝罪と違法な職務執行が行われたことの検証は避けられないということを強く申し上げます。</p>	<p><b>(公安委員会委員長)</b></p> <p>確定した判決に学ぶことについてであります。警察官職務執行法の解釈等について裁判所の判断が示されたところであり、道警察において、これを踏まえ、現場活動にあたる警察官が根拠法令に基づき、与えられた権限を適正に行使できるよう、必要な指導教養に努めていくものと認識しております。</p> <p><b>(警察本部長)</b></p> <p>確定した判決に学ぶことについてであります。警察官職務執行法の解釈等について裁判所の判断が示されたところであり、これを踏まえ、現場活動にあたる警察官が根拠法令に基づき、与えられた権限を適正に行使できるよう、必要な指導教養に努めてまいります。</p> <p><b>(公安委員会委員長)</b></p> <p>再発防止策の検討等についてであります。道公安委員会といたしましては、警察官の行為が一部違法とされたことについて真摯に受け止めているところであり、道警察に対し、各種法令に基づき、適切に職務執行をするよう指導したところであります。</p> <p><b>(警察本部長)</b></p> <p>再発防止のための具体的な対応策を取るのかについてであります。道警察といたしましては、この度の判決内容を踏まえ、現場活動に当たる警察官が根拠法令に基づき、与えられた権限を適正に行使できるよう、適切な方法で指導教養に努めてまいります。</p> <p><b>(警察本部長)</b></p> <p>反省と決意表明についての御質問についてであります。道警察といたしましては、この度の司法判断を真摯に受け止め、法令に基づく適正な職務執行に努めてまいります。</p>